くらし百科 Living Information

問は問い合わせ先です

軽自動車やバイク、農耕車などの廃車手続きは3月中にお済ませください

軽自動車や原付きバイク、農耕車などは、4月1日現在で登録されている方に一年分の軽自動車税が課税されます(※)。

現在使用していない軽自動車などをお持ちの方は、3月までに廃車手続きを行うと平成19年度から課税されませんので、忘れずに手続きくださいますようお願いします。ご不明な点や詳細については、左記までお問い合わせください。

※月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません。

■車両ごとの問い合わせ先

●原付きバイクや農耕車など
税務課総務係（市庁舎1階）
☎22―1313

●軽自動車や軽二輪など
宮城県軽自動車協会
☎022―232―5724

●二輪小型自動車
東北運輸局宮城運輸支局
☎050―5540―2011

都市計画用途地域の変更に関する説明会を開催します

市では、今年4月に大鷹沢三沢地区の一部について、左図のとおり都市計画用途地域の変更を予定しています。つきましては、次の日程により都市計画原案の内容に関する説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

●日時 2月15日(木)19時～
●場所 ホワイトキューブ会議室

▲用途地域変更予定区域

問都市整備課都市計画係
☎22―1325

所得税・消費税の確定申告はお早めに ～大河原税務署から～

平成18年分の所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までとなっています。ただし、還付申告の方は、2月15日(木)以前でも申告書を税務署に提出することができます。

また、基準期間（平成16年分）の課税売上高が1千万円を超える事業者の方は「課税事業者」となり、消費税の確定申告が必要となります。個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告（平成18年分）は4月2日(月)までとなっていますので、お早めに申告くださいますようお願いします。

なお、所得税・消費税の確定申告書は国税庁のホームページで作成・印刷することができますのでぜひご利用ください。

●国税庁ホームページURL
http://www.nta.go.jp

問大河原税務署個人課税部門
☎0224―52―1369

確定申告用紙を持参してください

2月2日(金)から3月15日(木)まで市・県民税の申告相談が行われますが、市で準備している所得税の確定申告用紙には枚数に限度がありますので、市で申告される方で**税務署より送付された確定申告用紙をお持ちの方は、忘れずに持参くださいますようお願いします。**

特に所得税の予定納税を行った方については、**送付された確定申告用紙に記載された予定納税額を入力して第3期分の税額を算出しますので、必ず持参してください。**

※税務署より送付された確定申告用紙がない場合、予定納税額が確認できないため市では申告できません。

問税務課市民税係
☎22―1313

2月は児童手当の支給月です

平成18年10月から平成19年1月まで、4カ月分の児童手当を2月に支給します。受給者の方は2月5日(月)以降、各金融機関でお受け取りください。

※振り込まれていない場合は、子ども家庭課までお問い合わせください。

問子ども家庭課総務係
☎22―1363

国保税 Q&A

Q 私は国民健康保険に加入していますが、前年中は収入（所得）がありませんでした。申告する必要はありますか？

A **国民健康保険税は、前年中の所得などにより税額が決定されます。所得が基準額以下の世帯については、税額を軽減する制度があります。申告がないと軽減を受けられない場合がありますので、所得のない方も必ず申告してください。**

なお、申告に関する日程や詳細については、広報しろいし1月号をご覧ください。

Q 国民健康保険税を支払った場合、申告で控除できると聞きました。具体的な内容や方法を教えてください。

A **前年中（1月1日から12月31日まで）に支払った国民健康保険税は、国民年金の保険料などと共に「社会保険料控除」の対象となります。社会保険料控除を受ける方は、申告の際に領収証書（納税通知書）を必ずお持ちください。口座振替の方は、1月にお送りしている「市税口座振替納付済通知書」をお持ちください。**

社会保険料控除は、実際に支払った方（ご家族）が控除を受けることができます。

なお、国民健康保険税の納税義務者は世帯主のため、被保険者ごとに支払額を証明することはできません。

問税務課国民健康保険税係
☎22―1313

議会を傍聴しませんか

2月の市議会定例会は2月13日(火)開会予定です。

詳しい日程は議会運営委員会で決定しますので、議会事務局までお問い合わせください。また、白石市ホームページの「市議会のページ」でもご覧いただけます。

問議会事務局 ☎22―1351

消火栓の除雪にご協力ください

積雪時には、地下消火栓のふたが雪の下に隠れ、消火活動に支障が出ることがあります。消防職員などによる管内消火栓の一斉除雪は難しい状況にありますので、近くに消火栓（特に地下消火栓）がある場合は、家の周りの除雪と併せて、消火栓上の除雪にご協力ください。

問生活環境課 ☎22―1314

個々の労働者と事業主との間のトラブル解決について、労働局がお手伝いします

県南地区の皆さん、個々の労働者と事業主との間で発生したトラブルの解決について、労働局がお手伝いします。詳しくは、左記までお問い合わせください。

問大河原総合労働相談コーナー
☎0224―53―2154
宮城労働局総合労働相談コーナー
☎022―299―8834

20歳になると国民年金への加入が義務付けられます ～いずれ訪れる老後のために～

20歳の皆さん、ご成人おめでとうございます。国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度で、学生やフリーターなどを問わず、**国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人**に法律で加入が義務付けられています。

また、国民年金制度は現役世代の保険料が高齢者世代を支える仕組みになっています。生涯にわたり年金を受け取ることができる年金制度を正しく理解し、安心した老後への備えとなるよう、今のうちから保険料をしっかり納めることが大切です。

■老後だけではない保障

国民年金の役割は、老後の生活保障だけではなく、病気や事故で障害者となってしまったときの**障害基礎年金**や、一家の働き手が亡くなったときの**遺族基礎年金**など、突然陥る不測の事態に対しての生活保障の備えにもなります。保障を受けるためには、国民年金に加入して保険料を納めておくことが大切です。その事態になってから慌てて納めても保障を受けることはできません。

■保険料を納められないときは

親からの援助などで生活しているため、月額13、860円の保険料の支払いが困難な学生や20代の方のために、納付が猶予される制度があります。

●若年者の納付猶予制度

・学生納付特例（学生で所得がなく納付が困難な場合）

・若年者納付猶予（30歳未満で所得が少なく、納付が困難な場合）

学生納付特例や若年者納付猶予が承認された場合、国民年金は後で余裕ができたときに納めることができるほか、承認期間内は障害年金などの保障が受けられます。

※詳しくはお問い合わせください。

申請もせず、未納のまま放っておくのは自ら年金を受ける権利を放棄するようなものです。

あなた自身のためです！ 公的年金制度を正しく理解して、今のうちからの準備が大切です！

■「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金請求や年金受給に関する相談には「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

●年金請求などに関する相談
☎0570―05―1165

●年金受給している方の相談
☎0570―07―1165

問大河原社会保険事務所
☎0224―51―3111
市民課国民年金相談係
☎22―1312

くらしのヒント

Do you know? 知ってる？

「契約トラブルを防ぐための予備知識」

近年、消費者の契約トラブルが増加しています。「私は大丈夫」と安易な気持ちでいると、トラブルに巻き込まれてしまいます。うまい話や契約をせかすものには気を付けましょう。

今月は、トラブルになりやすい商法を挙げてみます。

●インターネットショッピング

インターネットでは、貴重な商品を「格安で限定販売！ 至急申し込みを！」といった宣伝文句で販売しているものがあります。これを見てすぐ注文してしまうと、「商品が来ない」、「口座から代金が引き落とされた」、「ホームページが消えている」などのトラブルに巻き込まれてしまうことが少なくありません。業者に信用性があるかどうかを調べ、代金前払いや代引きはしないようにしましょう。特に、カードによる支払いは慎重に行ってください。

●電話勧誘

職場や自宅に「あなたが特別推薦されました」、「今がチャンスです」、「とてもお得です」などと電話をかけ、申し込みや契約を勧めるものです。以前受講したことがある方やあいまいな返事の方などには何度もかかってきます。「いいです」、「結構です」、「後で」といったあいまいな返事をすると、さらに電話がかかってきたり、申し込んだことにさせられる場合があります。また、「お金が無い」と言うと、ローンを組まれてしまうこともあります。

こういった場合は「要りません。これからも受講する意思はありません。」とはっきり断ることが大切です。本当に自分に必要な資格であれば、電話勧誘などではなく、自分に合った講座を調べるようにしましょう。

●友人や知人への販売勧誘（マルチ・マルチまがい商法）

「この商品を友達や知り合いの方に販売すると、あなたにマージンが入ります。自由な時間に活動ができて、やる気次第で高収入が手に入る仕事です。資料だけでも…。」と誘うものです。「むげに断るのも悪いので、ちょっとだけでも…」と興味を見せたり、話を聞いたりすると、言葉巧みに誘われてしまいます。

このような商法は販売する商品を大量に購入することになります。商品が売れないとマージンも無く、ローンだけが残ります。無理な勧誘で友人や知人との人間関係も壊れますので、はっきりと断るようにしましょう。

今回掲載したケースは、そもそも危険が多いのだということを、あらかじめ肝に銘じておくことも大切です。

問いきいきプラザ消費生活相談室
☎21―0783
（相談日 月・水・金9時～16時）